

第52回

定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日▶2021年3月31日

日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

場所 山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場3580番地
当社本社 ファナックフォーラム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限

書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、**2021年6月23日（水曜日）午後5時まで**に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

FANUC

株主様ご自身の健康と安全を確保し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、定時株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。定時株主総会における当社の対応につきましては、2ページのご案内をご覧ください。

【目次】

第52回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

(添付書類)

事業報告	26
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42

ファナック株式会社

証券コード：6954

(証券コード6954)
2021年6月3日

株 主 各 位

山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場3580番地

ファナック株式会社

代表取締役
社 長 山 口 賢 治

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

【議決権行使書用紙による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使】

議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって上記の行使期限までに賛否をご入力ください。ご不明な点がございましたら、株主名簿管理人 東京証券代行株式会社 電話0120-88-0768までお問合せください。

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場3580番地
当社本社 ファナックフォーラム（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第52期（2020年4月1日～2021年3月31日）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4. その他株主総会招集に関する決定事項
(1) 議決権行使書用紙と電磁的方法の双方で、重複して議決権行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効とさせていただきます。
(2) 電磁的方法による議決権行使を複数回された場合は、最後に議決権行使されたものを有効とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうちの一部につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.fanuc.co.jp>）への掲載をもって、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.fanuc.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止への対応について

当社は、2021年6月24日（木曜日）午前10時より、第52回定時株主総会の開催を予定しておりますが、株主様ご自身の健康と安全を確保し、感染拡大を防止するため、**極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

また、同様の趣旨にて、例年より規模を縮小し、下記のとおり対応させていただきますこと、ご案内申し上げます。皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況や政府・経済団体の発表内容等によって、対応内容を更新する場合には、当社ウェブサイト（<https://www.fanuc.co.jp>）にてお知らせいたします。ご来場前に必ず最新の情報をご確認賜りますよう、お願い申し上げます。

記

<当社の対応について>

- 接触感染のリスクを低減するため、**会場と三島駅および富士山駅の間の送迎バスの運行、総会後のイベント**ならびに喫煙スペースのご用意を中止させていただきます。
- 会場でご着席いただく座席間隔を広めにとらせていただくため、ご入場いただける人数に限りがございます。**多数のご来場がありました場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。**

<株主様へのお願い>

- ご来場時にご体調をお尋ねすることなどにより、ご入場までに時間がかかることが予想されますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。また、**会場内ではマスクの常時ご着用、ならびにアルコール消毒液のご使用にご協力ください。**
- **体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けしてご入場をお断りする場合やご退出いただく場合がございます。また、受付時に検温を行い、発熱が認められる方のご入場をお断りする場合がございます。**

<事前質問の受付>

株主総会の議案や当社に関するご質問を受け付けております。ご質問のございます方は、お名前、郵便番号、議決権行使書に記載の株主番号を明記のうえ、以下の宛先に郵送または電子メールにてお送りください。いただきましたご質問のうち、株主様のご関心の高い事項につきましては、後日、当社ウェブサイトにて取り上げさせていただきますが、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

【郵送】 山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場3580番地「ファナック株式会社 法務部 株主総会窓口」

【メールアドレス】 soukai2021@fanuc.co.jp

※期限 2021年6月17日（木曜日）午後5時まで

<株主総会のオンデマンド配信>

株主総会当日の様様を、後日ウェブサイト上でオンデマンドにて株主様限定で配信させていただきます。以下のURLまたは右の二次元コードよりアクセスしてください。

【URL】 https://v.srdb.jp/6954/2021soukai_vod/



以上

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類等をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使方法には以下の3つの方法がございます。

ご推奨

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月24日(木)
午前10時

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2021年6月23日(水)
午後5時到着

インターネット



当社指定の議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日(水)
午後5時まで

議決権行使ウェブサイトについて

1. ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>

2. ログイン

議決権行使書用紙お願ひ欄に記載の議決権行使コードを入力

3. パスワードの入力

議決権行使書用紙お願ひ欄に記載のパスワードを入力

以降は画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

二次元コード読取機能を搭載したスマートフォン・携帯電話をご利用の場合、右の二次元コードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。
また、スマートフォンをご利用の場合、上記の代わりに、同封の議決権行使書用紙に記載されたスマートフォン用二次元コードを読み取ってアクセスいただくことで、左記2および3の操作無しに議決権を行使いただけます。(但し、2回目以降のアクセスの場合は、左記2および3の操作が必要です。)



「議決権行使ウェブサイト」ご利用上のご注意事項

- 「議決権行使ウェブサイト」のご利用に伴う接続料金および通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- お使いの端末によってはご利用いただけないことがありますので、ご了承ください。
インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先
株主名簿管理人 東京証券代行株式会社
電話0120-88-0768(フリーダイヤル)(受付時間：午前9時～午後9時)
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合およびインターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、1頁の「4. その他株主総会招集に関する決定事項」に記載のとおり、お取り扱いさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

株主の皆様への還元につきましては、以下を基本方針としております。

(2019年4月24日公表)

1. 配当について
連結配当性向60%を基本方針として実施する。
2. 自己株式取得について
成長投資とのバランスを考慮し、株価水準に応じて、自己株式取得を機動的に行う。
3. 自己株式の消却について
自己株式の保有は発行済株式総数の5%を上限とし、それを超過する部分は原則として毎期消却する。

以上の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、昨年12月にお支払いした中間配当金と合わせた年間の連結配当性向が60%となるよう、以下のとおりといたしたく存じます。

なお昨年12月にお支払いした中間配当金（1株につき87円93銭）と合わせますと、年間の配当金は1株につき294円07銭となります。

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 | |
| 当社普通株式1株につき | 金206円14銭(連結配当性向60.0%) |
| 配当総額 | 39,540,523,118円 |
| (3) 期末配当が効力を生じる日 | 2021年6月25日 |

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款を下記のとおり変更することにつきご承認をお願いするものであります。

(1) 変更の理由

- ① 当社では、従来から「厳密と透明」の基本理念のもと、コーポレート・ガバナンスの充実を着実に図ってまいりました。今般、監督機能と執行機能の分離を進めるなかで、取締役会の監督機能を一層強化し、経営上の意思決定をより迅速化するため、監査等委員である取締役により構成される「監査等委員会」を備え、取締役会から取締役への業務執行の決定権限委譲の拡大が可能な監査等委員会設置会社に移行し、更なるコーポレート・ガバナンスの充実と企業価値の向上を図ることとするものです。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- ② 有用かつ多様な人材の確保を可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役と責任限定契約を締結できるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものです。
- ③ 執行役員の地位および職責を明確にするため、執行役員に関する規定を新設するとともに、柔軟な組織運営を可能とするために、取締役(監査等委員である取締役を除く)のみならず、執行役員の中から社長を選定することをも可能とするものです。
- ④ その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第14条 (招集) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて<u>取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p>	<p>第14条 (招集) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、<u>予め取締役会において定めた順序にしたがい、取締役がこれを招集する。</u></p>
<p>第19条 (議事録) 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が<u>記名押印してこれを当会社に保存する。</u></p>	<p>第19条 (議事録) 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、<u>当会社に保存する。</u></p>
<p>第21条 (員数) 当社の取締役は<u>18名以内とする。</u></p>	<p>第21条 (員数) <u>(1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は13名以内とする。</u> <u>(2) 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	

現行定款	変更案
<p>第22条 (選任) 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第23条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第25条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議により取締役のうちから社長1名を定め、他に業務上の必要により会長1名、副会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができるものとし、以上のうち社長、ならびに会長を置く場合の会長を含め若干名を代表取締役とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条 (選任) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。取締役の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第23条 (任期)</p> <p>(1) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第24条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第25条 (代表取締役・執行役員等)</p> <p>(1) <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>(2) <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、会長1名を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第29条 (取締役の責任免除) (1) (条文省略)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第30条 (<u>監査役および監査役会の設置</u>) <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>第31条 (員数) 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(3) <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>(4) <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)または執行役員の中から、社長1名を選定する。</u></p> <p>第26条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集の通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第29条 (取締役の責任免除) (1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第30条 (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第32条 (選任)</u> <u>監査役は株主総会において選任する。監査役の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 (監査役の責任免除)</u> <u>(1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条（監査等委員会の設置）</u> 当社は、監査等委員会を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第32条（常勤の監査等委員）</u> 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第33条（監査等委員会の招集通知）</u> 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第34条（監査等委員会規則）</u> 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p><u>第39条～第45条（条文省略）</u></p>	<p><u>第35条～第41条（現行どおり）</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
	<p><u>第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置）</u> 2021年6月開催の第52回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する、監査役（監査役であった者を含む）の責任免除および社外監査役（社外監査役であった者を含む）と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の本定款第38条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、現在の取締役12名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者6名は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当等	取締役会出席状況
1	いなばよしはる 稲葉善治 再任	代表取締役会長	100% (12回/12回)
2	やまぐちけんじ 山岡賢治 再任	代表取締役社長 兼 CEO 兼 CIO	100% (12回/12回)
3	マイケル ジェイ チコ 再任	取締役 ファナック アメリカ コーポレーション 取締役社長 兼 CEO	100% (10回/10回)
4	つくだかずお 佃和夫 再任	取締役	92% (11回/12回)
		社外取締役 独立役員	
5	すみかわまさはる 住川雅晴 新任	監査役	100% (12回/12回)
		社外取締役 独立役員	
6	やまざきなおこ 山崎直子 再任	取締役	100% (10回/10回)
		社外取締役 独立役員	

候補者番号

1

いなば よしはる
稲葉 善治 (1948年7月23日生)

再任

■ 略歴、地位および担当の状況

1973年 4月	いすゞ自動車株式会社入社	2001年 5月	当社代表取締役副社長就任
1983年 9月	当社入社	2003年 6月	当社代表取締役社長就任
1989年 6月	当社取締役就任	2016年 6月	当社代表取締役会長 兼 CEO 就任
1992年 6月	当社常務取締役就任		
1995年 6月	当社専務取締役就任	2019年 4月	当社代表取締役会長就任 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

株式会社トプコン 社外取締役

■ 当事業年度の取締役会への出席状況

 100% (12回/12回)

■ 所有する当社株式の数

 5,000株

■ 候補者とした理由

稲葉善治氏は、2003年6月に代表取締役社長に就任して以来、当社の経営を指揮し、2016年からは代表取締役会長を務めています。こうした経験および高い識見を、引き続き当社の経営意思決定および監督に活かしたく、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

やまぐち けんじ
山口 賢治 (1968年8月6日生)

再任

■ 略歴、地位および担当の状況

1993年 4月	当社入社	2016年 6月	当社代表取締役社長 兼 C O O 就任
2000年10月	当社ロボット研究所一部一課長		
2003年 6月	当社MT本部長		当社F A事業本部長
2007年 4月	当社本社工場長	2019年 4月	当社代表取締役社長 兼 CEO 就任
2008年 6月	当社工場総統括 当社専務取締役就任	2020年 4月	当社代表取締役社長 兼 CEO 兼 C I O 就任 (現在に至る)
2012年 2月	当社取締役副社長就任		
2013年10月	当社代表取締役副社長就任		

■ 当事業年度の取締役会への出席状況

 100% (12回/12回)

■ 所有する当社株式の数

 2,000株

■ 候補者とした理由

山口賢治氏は、研究開発・製造・生産技術・セールスに携わり、それぞれで重要な役割を果たすなど、豊富な業務経験を有しており、現在は代表取締役社長 兼 CEO 兼 C I Oとして当社の経営を指揮しています。こうした経験および高い識見を、引き続き当社の経営意思決定および監督に活かしたく、取締役として選任をお願いするものです。

(※) C I O : Chief Information Officer (最高情報責任者)



再任

■ 略歴、地位および担当の状況

1999年 8月	ファナック アメリカ コーポレーション入社	2016年 7月	ファナック アメリカ コーポレーション取締役社長 兼 CEO就任 (現在に至る)
2015年11月	同社バイスプレジデント就任	2017年 6月	当社常務執行役員就任
2016年 4月	当社取締役社長 兼 COO就任	2020年 6月	当社取締役就任 (現在に至る)
2016年 6月	当社執行役員就任		

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 100% (10回/10回)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 候補者とした理由

マイケル ジェイ チコ氏は、当社の米州でのビジネスを統括する子会社であるファナック アメリカ コーポレーションの取締役社長 兼 CEOを務めており、同社の発展に貢献しています。こうした経験および高い識見を、当社の経営意思決定および監督に活かしたく、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **4**

つくだ かず お
佃 和夫 (1943年9月1日生)



社外取締役

独立役員

再任

■ 略歴、地位および担当の状況

1968年 4月	三菱重工業株式会社入社	2013年 4月	同社取締役相談役就任
1999年 6月	同社取締役就任	2013年 6月	同社相談役就任
2002年 4月	同社常務取締役就任	2015年 6月	当社取締役就任（現在に至る）
2003年 6月	同社取締役社長就任	2019年 6月	三菱重工業株式会社特別顧問就任（現在に至る）
2008年 4月	同社取締役会長就任		

■ 重要な兼職の状況

三菱重工業株式会社 特別顧問
株式会社三菱総合研究所 社外取締役
株式会社山口フィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員）
株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 92% (11回/12回)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 候補者とした理由および期待される役割

佃和夫氏は、製造業全般についての卓越した知見と経営についての豊富な経験を持ち、また当社事業への理解も大変深く、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会への貢献を続けることが期待されます。

佃和夫氏が現在特別顧問を務めかつ以前取締役会長および取締役社長を務めていた三菱重工業株式会社は、当社グループとの間に取引はあるものの取引額は両社の連結売上高の0.5%未満です。このため同氏の独立性に影響を与える恐れはありません。

以上のとおり、独立した立場から取締役会への貢献を続けている佃和夫氏を引き続き社外取締役として選任いただくことをお願いするものです。

なお、当社は、社外取締役である佃和夫氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。



社外取締役

独立役員

新任

■ 略歴、地位および担当の状況

1972年 4月	株式会社日立製作所入社	2012年 6月	株式会社日立プラントテクノロジー相談役就任
1995年 6月	同社日立工場副工場長	2012年 6月	株式会社日立製作所嘱託
1999年 4月	同社電力・電機グループ火力・水力事業部長	2014年 6月	当社監査役就任（現在に至る）
2004年10月	同社代表執行役執行役副社長就任	2015年 6月	一般社団法人つくばグローバル・イノベーション推進機構理事就任（現在に至る）
2006年 4月	株式会社日立プラントテクノロジー代表執行役執行役社長就任	2020年 6月	株式会社水戸カンツリー倶楽部代表取締役社長就任（現在に至る）
2010年 4月	同社取締役会長就任		
2010年 6月	株式会社日立製作所取締役就任		

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人つくばグローバル・イノベーション推進機構 理事長
株式会社水戸カンツリー倶楽部 代表取締役社長

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 100% (12回/12回)

■ 当事業年度の監査役会への出席状況 100% (12回/12回)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 候補者としての理由および期待される役割

住川雅晴氏は、製造業での経営に長年にわたり携わり様々な知見を持ち、社外監査役として業務執行の監査等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会への貢献を続けることが期待されます。

同氏が代表執行役 執行役副社長を務めた株式会社日立製作所は、当社グループとの間に取引はあるものの取引額は両社の連結売上高の0.5%未満です。また、同氏が理事長を務める一般社団法人つくばグローバル・イノベーション推進機構および同氏が代表取締役社長を務める株式会社水戸カンツリー倶楽部は、当社グループとの間に取引はありません。このため同氏の独立性に影響を与える恐れはありません。

以上のとおり、独立した立場から取締役会および監査役会への貢献を続けてきた住川雅晴氏を社外取締役として選任いただくことをお願いするものです。

なお、当社は、社外監査役である住川雅晴氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。



社外取締役

独立役員

再任

■ 略歴、地位および担当の状況

1996年 4月	宇宙開発事業団(現 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)) 入社	2015年 7月	日本ロケット協会理事兼「宙女」委員会委員長就任(現在に至る)
2001年 9月	国際宇宙ステーション搭乗宇宙飛行士として認定	2015年12月	ロボット国際競技大会実行委員会諮問会議メンバー就任(現在に至る)
2010年 4月	スペースシャトル・ディスカバリー号に、ミッションスペシャリストとして搭乗し、国際宇宙ステーション(ISS)組立補給ミッション(STS-131(19A))に従事	2016年 3月	ナブテスコ株式会社社外取締役就任
2011年 9月	公益社団法人全国珠算教育連盟名誉会長就任(現在に至る)	2016年 4月	京都大学大学院総合生存学館特任准教授就任
2012年 4月	立命館大学客員教授就任(現在に至る)	2017年 9月	株式会社オプトラン社外取締役就任(現在に至る)
2012年 7月	内閣府宇宙政策委員会委員就任(現在に至る)	2018年 6月	株式会社トプコン社外取締役就任(現在に至る)
2013年 5月	女子美術大学客員教授就任(現在に至る)	2018年 7月	一般社団法人スペースポートジャパン代表理事就任(現在に至る)
		2020年 6月	当社取締役就任(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人スペースポートジャパン 代表理事
 内閣府 宇宙政策委員会委員
 株式会社オプトラン 社外取締役
 株式会社トプコン 社外取締役

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 100% (10回/10回)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 候補者とした理由および期待される役割

山崎直子氏は、エンジニアとして最先端の航空宇宙工学やロボットアームを含む有人宇宙機システム分野で広範な知見を持ち、宇宙飛行士として極限の環境下で活躍した経験を有するなど、科学技術分野およびリスクマネジメントに精通しています。このように豊富な経験、識見を有する同氏は、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会への貢献を続けることが期待されます。

同氏が代表理事を務める一般社団法人スペースポートジャパンは、当社グループとの間に取引はありません。このため同氏の独立性に影響を与える恐れはありません。以上のとおり、独立した立場から取締役会への貢献を続けている山崎直子氏を引き続き社外取締役として選任いただくことをお願いするものです。

なお、当社は、社外取締役である山崎直子氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

社外取締役候補者に関する注記

- 注1. 佃和夫、住川雅晴および山崎直子の3氏は、社外取締役の候補者であります。
- 注2. 当社は、佃和夫、住川雅晴および山崎直子の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、住川雅晴氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 注3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当等	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	小針 克夫 新任	常勤監査役	100% (12回/12回)	100% (12回/12回)
2	三村 勝也 新任	監査役	100% (12回/12回)	100% (12回/12回)
3	いま 井 康夫 新任 社外取締役 独立役員	取締役	100% (12回/12回)	—
4	よこ 横 井 秀俊 新任 社外取締役 独立役員	監査役	100% (12回/12回)	100% (12回/12回)
5	とみ 富 田 美栄子 新任 社外取締役 独立役員	監査役	100% (10回/10回)	100% (10回/10回)

候補者番号

1

こ はり かつ お
小針 克夫 (1942年8月12日生)



新任

■ 略歴および地位の状況

1968年 4月	富士通株式会社入社	2014年 5月	当社 F A 事業本部副事業本部長 (セールス担当)
1976年 5月	当社へ転社	2014年10月	当社サービス統括本部長
2003年 4月	当社セールス・サービス部門担当補佐	2016年 6月	当社取締役専務執行役員就任
2003年 6月	当社取締役就任	2019年 6月	当社常勤監査役就任 (現在に至る)
2012年 6月	当社常務取締役就任		
2013年10月	当社専務取締役就任		

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 100% (12回/12回)

■ 当事業年度の監査役会への出席状況 100% (12回/12回)

■ 所有する当社株式の数 5,116株

■ 候補者とした理由

小針克夫氏は、研究開発・セールス・サービスに携わり、それぞれで重要な役割を果たすなど、豊富な業務経験を有しており、現在は常勤監査役を務めています。こうした経験および高い識見を、引き続き当社の監査および監督に活かしたく、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

みつ むら かつ や
三村 勝也 (1951年6月18日生)



新任

■ 略歴および地位の状況

1974年 4月	昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所	1982年 1月	三村勝也公認会計士税理士事務所所長 (現在に至る)
1977年 3月	公認会計士登録 (現在に至る)	2019年 6月	当社監査役就任 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

三村勝也公認会計士税理士事務所 所長
株式会社アクセル 社外取締役 (監査等委員)
株式会社稲葉製作所 社外取締役

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 100% (12回/12回)

■ 当事業年度の監査役会への出席状況 100% (12回/12回)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 候補者とした理由

三村勝也氏は、公認会計士として豊富な業務経験を有しており、現在は監査役を務めています。こうした経験および高い識見を、引き続き当社の監査および監督に活かしたく、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。



社外取締役

独立役員

新任

■ 略歴および地位の状況

1971年 7月	通商産業省 (現 経済産業省) 入省	2008年 4月	同社取締役副社長鋼管カンパニー長就任
2002年 7月	同省製造産業局長	2011年 6月	エア・ウォーター株式会社代表取締役社長兼最高業務執行責任者 (COO) 就任
2003年 7月	特許庁長官	2015年 6月	当社取締役就任 (現在に至る)
2004年 7月	財団法人産業研究所顧問	2017年 4月	エア・ウォーター株式会社取締役副会長就任 (現在に至る)
2006年 7月	住友金属工業株式会社 (現 日本製鉄株式会社) 専務執行役員鋼管カンパニー副カンパニー長就任	2018年 6月	一般社団法人日本産業・医療ガス協会代表理事 (会長) 就任 (現在に至る)
2007年 4月	同社専務執行役員鋼管カンパニー長就任		
2007年 6月	同社取締役専務執行役員鋼管カンパニー長就任		

■ 重要な兼職の状況

エア・ウォーター株式会社 取締役副会長
一般社団法人日本産業・医療ガス協会 代表理事 (会長)

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 100% (12回/12回)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 候補者としての理由および期待される役割

今井康夫氏は、通商産業省 (現 経済産業省) に入省後、石油公団ワシントン事務所長として海外で経験を積み、大臣官房審議官、資源エネルギー庁石油部長を経た後、製造産業局長、特許庁長官を歴任しました。こうした経験から今井康夫氏は、海外に明るくグローバルな視点を持ち、製造業、知的財産保護などについて豊富な知見を有しています。同時に今井康夫氏は、現役の企業経営者であり、企業実務経験は14年以上にも及ぶことから、会社経営にも精通しています。このように様々な分野で非常に多くの経験を持つ同氏は、大局的な視点から、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会への貢献を続けることが期待されます。

同氏が取締役副会長を務めるエア・ウォーター株式会社は、当社グループとの間に取引はあるものの取引額は両社の連結売上高の0.5%未満です。また、同氏が代表理事 (会長) を務める一般社団法人日本産業・医療ガス協会は、当社グループとの間に取引はありません。このため同氏の独立性に影響を与える恐れはありません。

以上のとおり、独立した立場から取締役会への貢献を続けてきた今井康夫氏を監査等委員である社外取締役として選任いただくことをお願いするものです。

なお、当社は、社外取締役である今井康夫氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

候補者番号

4

よこ い ひで とし
横井 秀俊 (1953年8月29日生)



■ 略歴および地位の状況

1983年 4月	東京大学生産技術研究所講師	2015年 5月	科学技術振興機構研究成果最適展開支援プログラム第2分野プログラムオフィサー（現在に至る）
1985年 1月	同研究所助教授		
1997年 7月	同研究所教授		
1998年 7月	東京大学国際・産学共同研究センター教授	2019年 3月	東京大学生産技術研究所退職
2005年 4月	同センター長	2019年 6月	東京大学名誉教授（現在に至る） 当社監査役就任（現在に至る）
2008年 4月	東京大学生産技術研究所教授		

■ 重要な兼職の状況

東京大学 名誉教授
科学技術振興機構 研究成果最適展開支援プログラム第2分野プログラムオフィサー

社外取締役

独立役員

新任

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 100% (12回/12回)

■ 当事業年度の監査役会への出席状況 100% (12回/12回)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 候補者とした理由および期待される役割

横井秀俊氏は、大学において長年研究および教育に従事し、また社会の要請に応えるための課題解決に取り組む科学技術振興機構の活動に携わるなど、製造分野における豊富な知見を持ち、社外監査役として業務執行の監査等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会および監査等委員会への貢献を続けることが期待されます。

同氏がプログラムオフィサーを務める科学技術振興機構は、当社グループとの間に取引はありません。このため同氏の独立性に影響を与える恐れはありません。

以上のとおり、独立した立場から取締役会および監査役会への貢献を続けてきた横井秀俊氏を監査等委員である社外取締役として選任いただくことをお願いするものです。

なお、当社は、社外監査役である横井秀俊氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。



社外取締役

独立役員

新任

■ 略歴および地位の状況

1980年4月	弁護士登録（現在に至る）西・井関法律事務所（現 西綜合法律事務所）入所	2012年6月	森永乳業株式会社社外監査役就任
1995年4月	社団法人神奈川学習障害研究協会監事	2017年4月	西綜合法律事務所代表（現在に至る）
2001年4月	東京地方裁判所民事調停委員（現在に至る）	2019年6月	株式会社日清製粉グループ本社社外取締役（監査等委員）就任（現在に至る）
2004年4月	昭和女子大学講師	2020年6月	当社監査役就任（現在に至る）
2007年10月	司法試験委員・民事訴訟法		

■ 重要な兼職の状況

西綜合法律事務所 代表
株式会社日清製粉グループ本社 社外取締役（監査等委員）

■ 当事業年度の取締役会への出席状況 100%（10回／10回）

■ 当事業年度の監査役会への出席状況 100%（10回／10回）

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 候補者とした理由および期待される役割

富田美栄子氏は、長年の弁護士としての専門的な知識や幅広い見識を持ち、コーポレート・ガバナンスの強化およびコンプライアンスの維持・向上のための発言を行うとともに、社外監査役として業務執行の監査等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会および監査等委員会への貢献を続けることが期待されます。同氏が代表を務める西綜合法律事務所は、当社グループとの間に取引はありません。このため同氏の独立性に影響を与える恐れはありません。

以上のとおり、独立した立場から取締役会および監査役会への貢献を続けてきた富田美栄子氏を監査等委員である社外取締役として選任いただくことをお願いするものです。

なお、当社は、社外監査役である富田美栄子氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

社外取締役候補者に関する注記

- 注1. 今井康夫、横井秀俊および富田美栄子の3氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。
- 注2. 当社は今井康夫、横井秀俊および富田美栄子の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、今井康夫、横井秀俊および富田美栄子の3氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 注3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

〔ご参考〕 社外役員の独立性基準

当社は、独立社外役員については、利害関係が特になく取締役会等において遠慮なく忌憚のない発言等を期待できる方を候補者とします。また、このような実質的な独立性を確保するため、少なくとも以下の各号を満たすことを要件とします。

1. 出身企業と当社の間において連結売上高に対する取引額の比率がともに2%未満であること。
2. 出身企業からの借入がないこと。(銀行出身者の場合)
3. 当社との間において顧問契約などの重要な取引関係がないこと。(弁護士等の場合)
4. 当社の会計監査人である監査法人の出身者でないこと。
5. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在しないこと。
6. 上記1.から5.の要件を満たさない者の配偶者または二親等内の親族でないこと。

〔ご参考〕 第3号議案および第4号議案の候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

氏名		性別	企業経営	研究開発	国際性	法務/ リスクマネジメント	財務・会計
稲葉善治		男性	●	●	●	●	
山口賢治		男性	●	●	●	●	
マイケル ジェイ チコ		男性	●		●	●	
佃和夫	社外	男性	●	●	●	●	
住川雅晴	社外	男性	●	●	●	●	
山崎直子	社外	女性		●	●	●	
小針克夫	監査等委員	男性		●	●		
三村勝也	監査等委員	男性					●
今井康夫	監査等委員	社外 男性	●		●	●	
横井秀俊	監査等委員	社外 男性		●	●		
富田美栄子	監査等委員	社外 女性				●	

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月28日開催の第37回定時株主総会にて、以下の合計額を上限とすることでご決議いただき今日に至っております。

- ① 年額10億円以内と定めた固定枠
- ② 半期決算毎の連結半期当期純利益に配当性向(%)の1/25の率を乗じて算出する変動枠(但し支払期は、上半期決算分を当期下期とし、下半期決算分を翌期上期とする。)

$$\begin{aligned}
 & \text{(注) 配当性向(%)は、以下のとおり半期ごとに算出する。} \\
 & \text{上期(4月から同年9月まで)の配当性向} \\
 & \quad = 1 \text{株当たり中間配当額} \\
 & \quad \quad \div 1 \text{株当たり連結中間純利益} \times 100 \\
 & \text{下期(10月から翌年3月まで)の配当性向} \\
 & \quad = 1 \text{株当たり期末配当額} \\
 & \quad \quad \div (\text{同年度通期の1株当たり連結当期純利益} - \\
 & \quad \quad \text{同年度の1株当たり連結中間純利益}) \times 100
 \end{aligned}$$

今般、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、次に掲げる①固定報酬枠および②業績連動報酬枠の合計額を上限といたしたいと存じます。

- ① 固定報酬として、年額8億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）
- ② 業績連動報酬として、選任または重任された株主総会の前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の0.7%以内（ただし固定報酬の3年分を超えないものとする）

これは、取締役員数の減少、経済情勢等諸般の事情を総合的に考慮したものであり、また引き続き業績連動報酬により業績アップのメリットと業績ダウンのリスクを株主と共有できることから、相当であると考えております。

現在の取締役は12名（うち社外取締役4名）であります。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されずと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役3名）となります。

社内取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬につきましては、①固定額の「固定報酬」、②業績等に応じた「業績連動報酬」および③第7号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」の承認可決を条件とする「株式報酬」で構成される予定です。なお、「株式報酬」は上記①②の報酬等の額とは別枠といたします。社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、業務執行から独立した立場であることを考慮し、固定額の「固定報酬」のみといたします。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額2億円以内といたしたいと存じます。

これは、経済情勢等諸般の事情を考慮したものであり、相当であると考えております。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、監査等委員会設置会社への移行に伴う第2号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件」のご承認が得られますと、以下の合計額が上限となります。

- ① 固定報酬として、年額8億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）
- ② 業績連動報酬として、選任または重任された株主総会の前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の0.7%以内（ただし固定報酬の3年分を超えないものとする）

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおりに割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3億5千万円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、上記報酬額および下記「対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限」に記載の内容を含む譲渡制限付株式の割当ての内容は、対象取締役の貢献度、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、当該方針の内容は、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を変更する予定です。）等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は12名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数28,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、大要、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社および当社子会社の取締役、執行役員および正社員のいずれの地位からも退任または退職するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社および当社子会社の取締役、執行役員および正社員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役員または正社員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社および当社子会社の取締役、執行役員および正社員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社および当社子会社の取締役、執行役員および正社員のいずれの地位からも退任または退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

〔ご参考〕

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員（取締役であるものを除く）に対し、割り当てる予定です。

以 上

事業報告

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、世界的に設備投資の減少傾向が続くなど、厳しい市場環境となりましたが、中国がいち早く回復したほか、その他の地域も第2四半期頃から緩やかに回復してきました。

このようななか、当社グループにおきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止を最優先としつつ、お客様への商品の供給とサービス活動の継続に努めました。また、市場環境の変化に対処すべく、経費削減、業務の効率化など企業体質の強化を図りました。

2020年度における連結業績は、売上高が5,512億87百万円（前期比8.5%増）、経常利益が1,287億44百万円（前期比25.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が940億12百万円（前期比28.1%増）となりました。

なお、当期におきまして、「安全性」「使いやすさ」「高信頼性」の全てを兼ね備えた新型協働ロボット「ファナック ロボット CRXシリーズ」が「第9回ロボット大賞 経済産業大臣賞」「2020年日刊工業新聞十大新製品賞 本賞」および「2020年日経優秀製品・サービス賞 日経産業新聞賞」を受賞いたしました。

次に、事業の概況を部門別にご説明申し上げます。

[F A部門]

F A部門につきましては、CNCシステムの主要顧客である工作機械業界の需要は、中国ではいち早く回復し好調に推移しました。インドでも、農機、二輪車関係を中心に需要が回復しています。これまで需要が低調に推移していた国内や欧州、韓国、台湾でも、中国市場向けをはじめとして機械の輸出需要が少しずつ増えてきました。これらの結果、当社グループのCNCシステムの売上高は前年度に比べ増加しました。

開発面におきましては、高い加工性能に磨きをかけた当社のハイエンドCNC「ファナック Series 30i/31i/32i-B Plus」に最新のマルチコアCPUを採用した高速モデルを追加しました。また、標準CNC「ファナック Series 0i-F Plus」において、周辺軸を取り込むための軸拡張や15インチ表示器を採用した新たなパッケージの追加を行いました。サーボにおきましては、確実な切り屑細断を実現する「サーボ学習オシレーション」の改良を進めました。このほか、様々な市場向けに拡販すべく、ラインナップの強化、新機能の開発などを行いました。

レーザにつきましては、中国市場および欧州市場で回復基調にあります。海外メーカーとの厳しい競争が継続しています。

開発面におきましては、用途が拡大している高出力ファイバレーザにおいて、溶接市場の要求に応えるため、最大レーザ出力12kWのファイバレーザとロボットを接続する機能の開発を行いました。今後、溶接市場への拡販が期待されます。

F A部門の連結売上高は、1,492億40百万円（前期比4.2%増）、全連結売上高に対する構成比は27.1%となりました。

【ロボット部門】

ロボット部門につきましては、米州では一般産業向けが堅調で、自動車産業向けもEV関連の需要を取り込み、売上が増加しました。また、中国でIT関連のほか、EV、建機、重機、その他の機械加工向けも加わり、売上が好調に推移しました。欧州では、一般産業向けは堅調でしたが、自動車産業向けが設備投資の谷間となり、前年同期に比べて売上が減少しました。国内では売上が低調に推移しました。

開発面におきましては、アームに触れれば安全に止まる接触停止機能、アームを直接操作するダイレクトタッチ、タブレット操作でアイコンをドラッグ&ドロップする直感的なプログラミングを実現した「ファナック ロボット CRXシリーズ」を開発し、販売を開始しました。これまでロボットをお使いいただいたことのないお客様でも容易にロボットを導入いただけるようになります。また、スカラロボット「ファナック ロボット SRシリーズ」において、より大型の12kg可搬と20kg可搬のモデルを追加しました。さらに、従来型センサと比べ、より広い範囲を高速に計測できる「3Dビジョンセンサ 3DV/1600」を開発しました。これらをはじめとする新商品、新機能等により、ファナックロボットの適用用途の一層の拡大が期待されます。

ロボット部門の連結売上高は、2,100億24百万円（前期比3.7%増）、全連結売上高に対する構成比は38.1%となりました。

【ロボマシン部門】

ロボマシン部門につきましては、ロボドリル（小型切削加工機）は、期の後半から中国を中心に、パソコン、タブレット、スマートフォン市場向けの需要が急増したため、売上が増加しました。ロボショット（電動射出成形機）も、期の後半から中国、欧米を中心に、IT関連、医療市場向けの需要が増加し、売上が回復しました。ロボカット（ワイヤカット放電加工機）につきましては、期の後半から回復しましたが、年間では売上が減少しました。

開発面におきましては、ロボドリルでは、加工サイクルタイムを短縮し、使いやすさと信頼性を向上させた「ファナック ロボドリル α -DiB Plusシリーズ」を新たに開発しました。ロボショットでは、成形性能の向上に加え、表示装置に21.5インチの横型ワイド画面を採用し、操作性を向上させた「ファナック ロボショット α -SiBシリーズ」を開発しました。ロボカットでは、機構設計を刷新し剛性の強化を図り、加工面の面粗さ向上と加工時間の短縮を実現した「ファナック ロボカット α -CiCシリーズ」を開発しました。ロボナノ（超精密加工機）では、操作画面で直接周辺機器を操作する機能のレベルアップや、ワークを機上から外さずに形状計測および補正加工できる「Smart M-Form」を開発するなど、使いやすさの向上を図りました。

ロボマシン部門の連結売上高は、1,145億18百万円（前期比52.9%増）、全連結売上高に対する構成比は20.8%となりました。

【サービス部門】

サービス部門につきましては、第1四半期における世界各地でのロックダウンなどによる影響を受け、お客様の工場の稼働停止や工場の稼働率低下等により、当社サービスへの依頼が減少したものの、その後当社サービスへの依頼は回復しました。

サービス部門の連結売上高は、775億5百万円（前期比11.5%減）、全連結売上高に対する構成比は14.0%となりました。

【IoTおよびAIについての取り組み】

IoTへの対応として、製造現場にある各社の機械、センサなどが繋がり、様々な企業がアプリケーションソフトウェアの開発に参加できるオープンプラットフォームであるFIELD systemにおいて、工場内の工作機械など設備の稼働監視を目的としたアプリケーションである「PMA-Monitor」を開発しました。また、

工作機械業界をはじめとした製造業のデジタルトランスフォーメーションを支援する場をクラウドサービスとして提供する「デジタルユーティリティクラウド」の実現に向け、富士通株式会社およびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とともに「株式会社DUCNET」を設立しました。「デジタルユーティリティクラウド」を利用する各企業のさらなるものづくり力の強化に貢献すること、ならびに機械メーカーや機械ユーザ、商社、ITベンダなどの参加各社が、サービス提供者でありサービス利用者になれるエコシステムを実現することを目指します。

AIにつきましては、F A・ロボット・ロボマシン・FIELD systemの全商品群において、より実用的なAI機能の開発を推進しています。近年開発したAIサーボチューニング（F A）、AI軌跡制御（ロボット）、AI熱変位補正（ロボドリル、ロボカット）は、既に各商品群の市場に投入され、実際の製造現場で製造設備の稼働率の向上、使いやすさ向上、加工精度の向上に寄与しています。また、当社の次世代技術研究所では、次の数年間に市場投入を予定している新たなAI機能を開発中であり、将来への布石となる基礎的なAI機能の研究にも着手しています。AI技術の活用により、F A・ロボット・ロボマシン・FIELD systemの全商品群の知能化を更に推し進め、競合他社との差別化を図ります。

【研究開発の状況】

ハードウェア研究開発本部、ソフトウェア研究開発本部、サーボ研究開発本部、レーザー研究開発本部、ロボット機構研究開発本部、ロボットソフト研究開発本部、ロボドリル研究開発本部、ロボショット研究開発本部、ロボカット研究開発本部、ロボナノ研究開発部では、お客様における製造の自動化と効率化に寄与すべく、高信頼性を基本に、性能の向上や使いやすさを追求した競争力の高い様々な新商品、新機能を開発し、市場に投入しました。

次世代技術研究所では、当社商品に適用される次世代要素技術などの研究開発を行っております。

また、IoTビジネス本部では、FIELD systemやデジタルユーティリティクラウドなどの開発を進めました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、期の初めにおいては、厳しい事業環境を考慮し不急の設備投資を先送りする等の対応を行いました。期の後半に入ると受注が急増したことから、増産体制構築のための設備投資を迅速に進めました。当期における設備投資総額は、前期を下回り、185億53百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金は自己資金より充当し、外部からの調達は行っていません。

(4) 対処すべき課題

ファナックの商品は景気変動の影響を大きく受け易い生産財であることから、短期的な事象に左右されない、長期的な視点に立った経営を続けています。

米中貿易摩擦が長期化する中、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響等もあり、予断を許さない状況が続くものと思われます。その一方で、工場の自動化への要求は中長期的に拡大することが見込まれます。

当社グループは、「one FANUC」を合言葉に、F A・ロボット・ロボマシが一体となったトータルソリューションの提供、およびグループ一体となった世界のお客様への対応、という当社グループならではの強みを最大限活かしてまいります。特に、CNC工作機械とロボットとの連携、ロボマシンとロボットとの連携を重要テーマの一つと捉え、商品を開発してまいります。

また、ファナックの商品は製造現場でご使用いただく生産財であるとの原点に立ち、お客様の工場におけるダウンタイムを最小にして稼働率向上を図るため、「壊れない」「壊れる前に知らせる」「壊れてもすぐ直せる」ことを商品開発において徹底いたします。また、工場の自動化への要求が拡大する一方、熟練労働者の確保が難しくなる状況に対応するため、使い易さを一層重視した商品開発にも取り組んでまいります。

そして世界中のどこでもファナックのグローバルスタンダードに沿った高度な保守サービスを提供すること、お客様が使用し続ける限り保守を続ける「生涯保守」を行うこと、を基本理念とした「サービスファースト」を実践してまいります。特に、競合会社が追従することが難しい「生涯保守」については、当社グループの大きな特長として、引き続き注力してまいります。

さらに、当社グループは、今後も競争力の高い商品を開発し市場投入していくうえで、IoT・AI技術を必要不可欠なものと考えております。これらの技術をF A・ロボット・ロボマシのすべての分野に積極的に適用していくことで、お客様における生産の効率化を一層推進します。IoT技術についてはオープンプラットフォーム「FIELD system」などの開発も進めています。AI技術については実際の製造現場で役立つ機能の開発を進めています。当社にない技術については、引き続き他社との協業も積極的に推進して、スピーディな開発に努めてまいります。

当社グループは、長期的視点に立ち、商品競争力の強化、セールス・サービス活動の強化、工場の自動化・ロボット化の推進、業務の合理化など、より強い企業にするための施策を推し進めます。また、生産財のサプライヤとして、いかなる場合にもお客様への供給責任を果たし、サービス活動を維持することができるよう、生産拠点やサービス拠点の複数化に取り組んでおります。さらに、部品調達先の複数化、適切な部品在庫の保有など、サプライチェーンの強化にも取り組んでいます。

こうした活動の一方で、当社グループは経費と時間の削減および業務の合理化にも取り組み、強い企業体質の維持に努めています。また、中長期的な成長のためには、人材が最重要であるとの観点に立ち、社員がより働きやすい職場の実現、社員のモチベーションの一層の向上も重要課題として取り組んでまいります。

経営に当たっては、ファナックの商品はSDGsの達成にも大きく貢献することを一層意識してまいります。また、営業利益率、経常利益率、ROEなどに加えて、市場シェアも重要な経営指標と捉え、総合的に判断してまいります。

喫緊の課題として、当社グループは、お客様、お取引先、社員およびその家族の新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止を最優先としつつ、お客様への商品の供給とサービス活動の継続を図ってまいります。

今後もあらゆる面で当社グループは、基本理念である「厳密と透明」を徹底し、こうした諸施策をグループ一丸となって推し進めることにより、お客様の当社グループへの安心と信頼を高めるとともに、激しい環境変化に適応することで、永続的な企業となるべく努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

① 当社グループ

(単位：百万円)

区 分	2017年度 (第49期)	2018年度 (第50期)	2019年度 (第51期)	2020年度 (当 期)
売 上 高	726,596	635,568	508,252	551,287
経 常 利 益	249,525	183,459	102,816	128,744
当 期 純 利 益	181,957	154,163	73,371	94,012
1 株当たり当期純利益	938円66銭	795円34銭	381円89銭	490円11銭
総 資 産	1,728,227	1,625,340	1,512,499	1,625,191
純 資 産	1,467,630	1,445,146	1,362,865	1,435,554

注記 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

② 当社

(単位：百万円)

区 分	2017年度 (第49期)	2018年度 (第50期)	2019年度 (第51期)	2020年度 (当 期)
売 上 高	572,963	470,644	352,407	415,939
経 常 利 益	196,196	147,956	67,586	87,889
当 期 純 利 益	147,664	136,326	54,697	70,451
1 株当たり当期純利益	761円75銭	703円31銭	284円69銭	367円28銭
総 資 産	1,397,384	1,292,323	1,177,585	1,236,223
純 資 産	1,215,001	1,173,464	1,084,633	1,116,242

注記 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは以下の商品の開発・製造・販売・保守サービスを主な事業としております。

部 門	主 要 商 品
F A 部 門	CNCシステム (CNCおよびサーボモータ)、レーザ
ロ ボ ッ ト 部 門	ロボット (ロボットシステムを含む)
ロ ボ マ シ ン 部 門	ロボドリル (小型切削加工機)、ロボショット (電動射出成形機)、ロボカット (ワイヤカット放電加工機)、ロボナノ (超精密加工機)

また、上記の他、製造現場におけるIoTのオープンプラットフォームであるFIELD system事業に取り組んでいます。

(7) 主要拠点

本 社	山梨県南都留郡忍野村
研 究 開 発	ハードウェア研究開発本部・ソフトウェア研究開発本部・サーボ研究開発本部・レーザ研究開発本部・ロボット機構研究開発本部・ロボットソフト研究開発本部・ロボドリル研究開発本部・ロボショット研究開発本部・ロボカット研究開発本部・ロボナノ研究開発部・次世代技術研究所 (山梨県南都留郡忍野村および山中湖村)
支 社 お よ び 支 店	日野支社 (日野市)、名古屋支社 (小牧市)、大阪支店 (大阪市)、北海道支店 (江別市)、東北支店 (仙台市)、筑波支店 (つくば市)、前橋支店 (前橋市)、越後支店 (見附市)、白山支店 (白山市)、中国支店 (岡山市)、広島支店 (広島市)、九州支店 (熊本県菊池郡菊陽町)
工 場	本社工場 (山梨県南都留郡忍野村および山中湖村)、壬生工場 (栃木県下都賀郡壬生町)、筑波工場 (筑西市)、隼人工場 (霧島市)
研 修 施 設	ファナックアカデミ (山梨県南都留郡忍野村)

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	単体 4,105 名 連結 8,256 名
---------	--------------------------

(9) 重要な子会社および関連会社の状況

① 重要な子会社

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ファナックアメリカ コーポレーション	千米ドル 157,300	% 100	ロボット、ロボットシステムの開発・製造・販売・保守サービス、CNCシステム、レーザ、ロボドリルの販売・保守サービス
ファナックヨーロッパ コーポレーション	千ユーロ 110,961	% 100	CNCシステム、レーザ、ロボット、ロボドリル、ロボショット、ロボカットの販売・保守サービス、ロボットシステムの製造・販売・保守サービス
コリアファナック コーポレーション	百万ウォン 32,364	% 95	CNCシステム、レーザ、ロボット、ロボドリル、ロボショット、ロボカットの販売・保守サービス、ロボットシステムの製造・販売・保守サービス
台湾ファナック 股份有限公司	百万新台幣ドル 1,448	% 100	CNCシステムのノックダウン製造・販売・保守サービス、レーザ、ロボットの販売・保守サービス、ロボットシステムの製造・販売・保守サービス
ファナックインディア プライベートリミテッド	百万ルピー 290	% 100	CNCシステム、レーザ、ロボット、ロボドリル、ロボショット、ロボカットの販売・保守サービス、ロボットシステムの製造・販売・保守サービス
上海ファナック ロボマシン有限公司	千米ドル 21,000	% 51	ロボドリル、ロボショット、ロボカットの販売・保守サービス
ファナックパートロニクス 株式会社	百万円 327	% 100	CNCシステム、レーザ、ロボット、ロボドリル、ロボショット、ロボカットの部品の製造
ファナックサーボ株式会社	百万円 450	% 100	サーボモータの製造

② 重要な関連会社

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
北京ファナック機電 有限公司	千米ドル 11,300	% 50	CNCシステムのノックダウン製造・販売・保守サービス、レーザの販売・保守サービス
上海ファナック ロボティクス有限公司	千米ドル 12,000	% 50	ロボットの販売・保守サービス、ロボットシステムの製造・販売・保守サービス

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 400,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 201,922,097 株

(3) 株主数 52,693 名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	32,663	17.0%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	15,048	7.8%
エスエスピーティーシー クライアント オムニバス アカウント	5,405	2.8%
シティバンク エヌエイ エヌワイ アズ デイポジタリー バンク フォー デイポジタリー シェアホルダーズ	4,343	2.3%
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 0 0 5 5	3,958	2.1%
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 5 0 5 2 3 4	2,956	1.5%
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	2,935	1.5%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1 4 0 0 4 4	2,828	1.5%
ガバメント オブ ノルウェー	2,728	1.4%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	2,691	1.4%

注記 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (10,108千株) を控除して算出しております。

3. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長	稲葉善治	
代表取締役社長兼CEO兼CIO	山口賢治	
代表取締役副社長執行役員兼CTO	内田裕之	ロボマシン事業本部長
代表取締役副社長執行役員兼CFO	権田与志広	経営統括本部長
取締役副社長執行役員兼CISO	齊藤裕	IoTビジネス本部長
取締役専務執行役員	稲葉清典	ロボット事業本部長
取締役専務執行役員	野田浩	FA事業本部長
取締役	マイケル ジェイチコ	ファナックアメリカコーポレーション 取締役社長 兼CEO
取締役	佃和夫	三菱重工業株式会社 特別顧問
取締役	今井康夫	エア・ウォーター株式会社 取締役副会長
取締役	小野正人	認定NPO法人ゴールドリボン・ネットワーク 理事
取締役	山崎直子	一般社団法人スペースポートジャパン 代表理事
常勤監査役	小針克夫	
監査役	三村勝也	三村勝也公認会計士税理士事務所 所長
監査役	住川雅晴	一般社団法人つくばグローバル・イノベーション推進 機構 理事長
監査役	横井秀俊	株式会社水戸カンツリー倶楽部 代表取締役社長 東京大学名誉教授
監査役	富田美栄子	科学技術振興機構 研究成果最適展開支援プログラム 第2分野プログラムオフィサー 西綜合法律事務所 代表

- 注記
1. 取締役 佃和夫、今井康夫、小野正人、山崎直子の4氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 住川雅晴、横井秀俊、富田美栄子の3氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 三村勝也氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 上記以外の重要な兼職の状況
 代表取締役会長 稲葉善治氏は、株式会社トプコンの社外取締役を兼務しています。
 社外取締役 佃和夫氏は、株式会社三菱総合研究所の社外取締役、株式会社山口フィナンシャルグループの社外取締役（監査等委員）および株式会社インターネットイニシアティブの社外取締役を兼務しています。
 社外取締役 今井康夫氏は、一般社団法人日本産業・医療ガス協会の代表理事（会長）を兼務しています。
 社外取締役 小野正人氏は、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しています。
 社外取締役 山崎直子氏は、内閣府の宇宙政策委員会委員、株式会社オプトランの社外取締役および株式会社トプコンの社外取締役を兼務しています。
 監査役 三村勝也氏は、株式会社アクセルの社外取締役（監査等委員）および株式会社稲葉製作所の社外取締役を兼務しています。
 社外監査役 富田美栄子氏は、株式会社日清製粉グループ本社の社外取締役（監査等委員）を兼務しています。
 なお、いずれの社外役員の重要な兼職先につきましても、当社との間において特別な関係はありません。
 5. 当社は、社外取締役である佃和夫、今井康夫、小野正人、山崎直子の4氏および社外監査役である住川雅晴、横井秀俊、富田美栄子の3氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役、執行役員および重要な使用人ならびに当社であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、次のとおりです。

- ・固定報酬は、各取締役の役位に応じて決定される。
- ・業績連動報酬は、株主還元と同様に純利益および配当性向に連動させることを基本とする。
- ・取締役の報酬は、固定報酬および業績連動報酬により構成されており、これらの支給割合は、役位・職責、業績等を総合的に勘案して設定する。
- ・社外取締役には業績連動報酬を支給しない。
- ・独立社外取締役が過半数を占めかつ社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の諮問に基づき、代表取締役社長が委任を受け、個人別の取締役報酬の額を決定する。

また、決定方針の決定は、取締役会の決議によります。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額につきましては、2006年6月28日開催の第37回定時株主総会にて、以下の合計額を上限とすることをご承認いただいております。

(イ) 年額10億円以内と定めた固定枠

(ロ) 半期決算毎の連結半期当期純利益に配当性向(%)の1/25の率を乗じて算出する変動枠(但し支払期は、上半期決算分を当期下期とし、下半期決算分を翌期上期とする。)

(注) 配当性向(%)は、以下のとおり半期ごとに算出する。

上期(4月から同年9月まで)の配当性向
= 1株当たり中間配当額
÷ 1株当たり連結中間純利益 × 100

下期(10月から翌年3月まで)の配当性向
= 1株当たり期末配当額
÷ (同年度通期の1株当たり連結当期純利益 -
同年度の1株当たり連結中間純利益) × 100

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。

監査役の報酬等の総額につきましては、2014年6月27日開催の第45回定時株主総会にて、年額2億5千万円を上限とすることをご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長兼CEO兼CIO 山口賢治が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

この権限の内容は、指名・報酬委員会の諮問に基づき、上記②記載の株主総会で承認済の枠内で、個人別の取締役報酬の額を決定するものです。

この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が過半数を占めかつ社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会に取締役報酬についての諮問を行った後上記決定を行う等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	1,185 (68)	938 (68)	247 (-)	13 (4)
監査役 (うち社外監査役)	153 (54)	153 (54)	-	6 (4)

(注) 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、純利益および配当性向であり、また、当該業績指標を選定した理由は、取締役に業績アップのメリットと業績ダウンのリスクを株主と共有させることを図るためであります。業績連動報酬等の額は、役位・職責等も総合的に勘案して算定しております。

なお、当事業年度を含む純利益の推移は1. (5)財産および損益の状況の推移に記載のとおりで、配当性向の推移は次のとおりです。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
配当性向	60.0%	126.1% 〔うち特別配当〕 66.1%	78.6% 〔うち特別配当〕 18.6%	60.0%

(4) 社外役員に関する事項

主な活動状況

氏名	主な活動状況
佃 和夫	当事業年度に開催された取締役会12回中11回に出席しております。長年企業経営に携わった豊富な経験、識見を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しております。取締役会においては当該視点から適宜発言するなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員長として同委員会に出席し、適宜意見を述べています。
今井 康夫	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しております。長年中央官庁および企業経営に携わった豊富な経験、識見を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しております。取締役会においては当該視点から適宜発言するなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として同委員会に出席し、適宜意見を述べています。
小野 正人	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席しております。長年企業経営に携わった豊富な経験、識見を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しております。取締役会においては当該視点から適宜発言するなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として同委員会に出席し、適宜意見を述べています。
山崎 直子	2020年6月26日の社外取締役選任後に開催された取締役会10回の全てに出席しております。エンジニアおよび宇宙飛行士としての豊富な経験、識見を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しております。取締役会においては当該視点から適宜発言するなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として同委員会に出席し、適宜意見を述べています。
住川 雅晴	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また監査役会12回の全てにそれぞれ出席しております。長年企業経営に携わった豊富な経験、識見から、適宜質問、提言を行っております。
横井 秀俊	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また監査役会12回の全てにそれぞれ出席しております。大学教授としての豊富な経験、識見から、適宜質問、提言を行っております。
富田 美栄子	2020年6月26日の社外監査役選任後に開催された取締役会10回の全てに、また監査役会10回の全てにそれぞれ出席しております。弁護士としての豊富な経験、識見から、適宜質問、提言を行っております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	1,625,191	(負債の部)	189,637
流動資産	889,694	流動負債	135,118
現金及び預金	429,784	支払手形及び買掛金	44,015
受取手形及び売掛金	128,171	未払法人税等	22,131
有価証券	157,000	アフターサービス引当金	8,860
商品及び製品	81,253	その他	60,112
仕掛品	52,008	固定負債	54,519
原材料及び貯蔵品	31,007	退職給付に係る負債	49,379
その他	11,253	その他	5,140
貸倒引当金	△ 782		
固定資産	735,497	(純資産の部)	1,435,554
有形固定資産	576,846	株主資本	1,432,019
建物及び構築物	309,113	資本金	69,014
機械装置及び運搬具	59,863	資本剰余金	95,995
土地	148,389	利益剰余金	1,373,018
建設仮勘定	44,408	自己株式	△ 106,008
その他	15,073	その他の包括利益累計額	△ 6,540
無形固定資産	9,952	その他有価証券	16,910
投資その他の資産	148,699	評価差額金	△ 4,849
投資有価証券	109,212	為替換算調整勘定	△ 4,849
繰延税金資産	31,141	退職給付に係る調整	△ 18,601
退職給付に係る資産	4,772	累計額	
その他	3,998	非支配株主持分	10,075
貸倒引当金	△ 424		
資産合計	1,625,191	負債・純資産合計	1,625,191

連結損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	551,287
売 上 原 価	349,327
売 上 総 利 益	201,960
販売費及び一般管理費	89,446
営 業 利 益	112,514
営 業 外 収 益	18,397
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,427
雑 収 入	14,970
営 業 外 費 用	2,167
雑 支 出	2,167
経 常 利 益	128,744
税金等調整前当期純利益	128,744
法 人 税 等 合 計	32,486
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32,385
法 人 税 等 調 整 額	101
当 期 純 利 益	96,258
非支配株主に帰属する当期純利益	2,246
親会社株主に帰属する当期純利益	94,012

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	1,236,223	(負債の部)	119,981
流動資産	532,790	流動負債	84,921
現金及び預金	186,849	買掛金	34,759
受取手形	8,980	未払金	9,687
売掛金	78,950	未払費用	15,276
有価証券	155,000	未払法人税等	17,231
商品及び製品	20,272	アフターサービス引当金	4,640
仕掛品	45,559	その他	3,328
原材料及び貯蔵品	29,266	固定負債	35,060
その他	8,137	退職給付引当金	32,907
貸倒引当金	△ 223	その他	2,153
固定資産	703,433	(純資産の部)	1,116,242
有形固定資産	510,611	株主資本	1,099,704
建物	264,276	資本金	69,014
機械及び装置	54,659	資本剰余金	96,057
土地	128,682	資本準備金	96,057
建設仮勘定	40,165	利益剰余金	1,040,641
その他	22,829	利益準備金	8,252
無形固定資産	7,855	その他利益剰余金	1,032,389
投資その他の資産	184,967	研究開発積立金	311,800
投資有価証券	37,526	圧縮記帳積立金	35
関係会社株式	110,519	別途積立金	303,580
繰延税金資産	28,232	繰越利益剰余金	416,974
前払年金費用	7,717	自己株式	△ 106,008
その他	1,341	評価・換算差額等	16,538
貸倒引当金	△ 368	その他有価証券	16,538
		評価差額金	
資産合計	1,236,223	負債・純資産合計	1,236,223

損 益 計 算 書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月 31日)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	415,939
売 上 原 価	301,198
売 上 総 利 益	114,741
販売費及び一般管理費	51,260
営 業 利 益	63,481
営 業 外 収 益	26,654
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24,073
雑 収 入	2,581
営 業 外 費 用	2,246
雑 支 出	2,246
経 常 利 益	87,889
税 引 前 当 期 純 利 益	87,889
法 人 税 等 合 計	17,438
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,123
法 人 税 等 調 整 額	△ 3,685
当 期 純 利 益	70,451

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

ファナック株式会社 取締役会 御中

2021年5月20日

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

米 村 仁 志 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

鶴 田 純一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファナック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファナック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施

に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

ファンック株式会社 取締役会 御中

2021年5月20日

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

米村仁志 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

鶴田純一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファンック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

ファナック株式会社 監査役会	常勤監査役	小 針 克 夫 ㊟
	監 査 役	三 村 勝 也 ㊟
	社外監査役	住 川 雅 晴 ㊟
	社外監査役	横 井 秀 俊 ㊟
	社外監査役	富 田 美 栄 子 ㊟

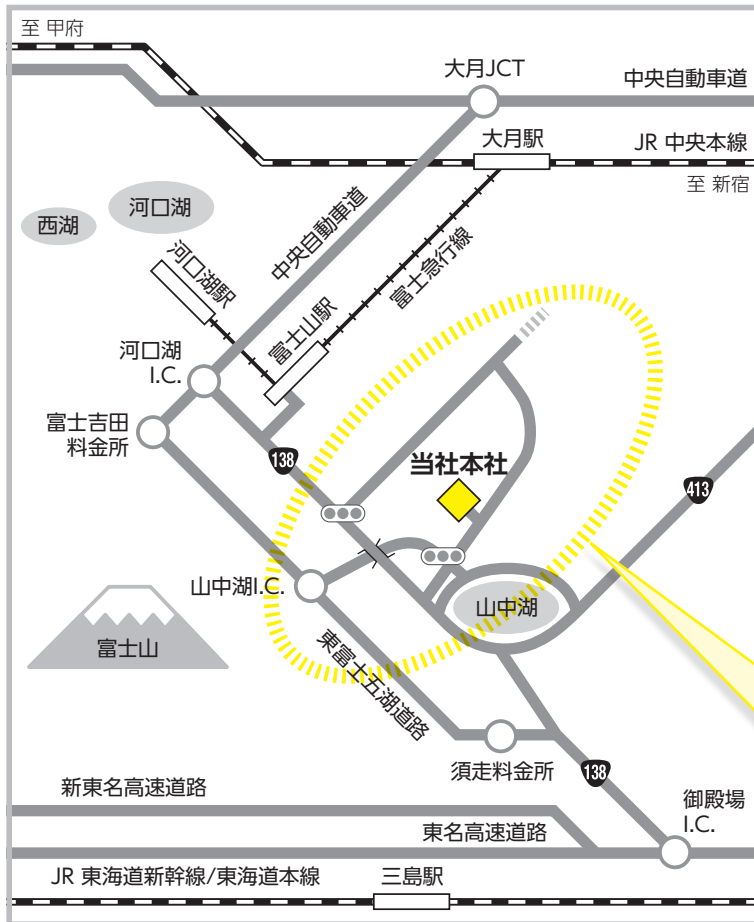
以 上

株主総会会場 ご案内図

山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場3580番地
当社本社 ファナックフォーラム
電話 0555-84-5555

株主総会へのご来場はお控えください
ますよう強くお願い申し上げます。

株主総会の議案や当社に関するご質問
を事前に受け付けております。また、
後日株主総会のオンデマンド配信を行
います。
(詳細につきましては、2ページをご覧
ください。)



新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について

- ・会場と三島駅および富士山駅間の送迎バスの運行はございません。
- ・株主総会後のイベントを取りやめさせていただきます。
- ・ご来場時にご体調をお尋ねすることにより、ご入場までに時間がかかることが予想されますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。また、会場内ではマスクの常時ご着用にご協力ください。
- ・ご体調の悪い株主様には、ご入場をお控えいただくことがございます。

ファナック株式会社

<https://www.fanuc.co.jp>

